蘭越町津波避難計画

令和４年３月

蘭越町防災会議

目　　　次

第１章　総則 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　１　計画の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　２　計画の適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　３　計画の修正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １
　４　津波避難に関する基礎知識 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １

第２章　蘭越町における地震・津波のリスク・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　１　蘭越町の位置・地勢 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　２　蘭越町の津波災害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５
　３　津波浸水予測 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５

第３章　職員の初動体制（職員の参集等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　１　連絡・参集体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８
　２　配備体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

第４章　津波情報等及び避難計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　津波情報等の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　地震・津波情報等の収集・伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
　３　緊急避難所等の指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
　４　避難路・避難経路の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
　５　避難の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
　６　避難指示の発令基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　７　避難情報の解除基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　８　避難情報の伝達文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８
　９　避難情報の伝達文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

第５章　津波対策の教育・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　　　津波防災教育及び啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２

第６章　津波避難訓練の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４

第７章　要配慮者の避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　１　情報伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　２　避難支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　３　社会福祉施設等の避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　４　啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
　５　観光客、釣り客等の避難対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

第８章　積雪・寒冷地対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　１　冬期道路交通の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　２　避難対策、避難生活環境の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　３　電力の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　４　緊急通信ネットワークの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　５　雪崩対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　６　水門等の作動の確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
　７　救助・救出体制の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７

第１章　総 則

１　計画の目的

平成５年北海道南西沖地震によって奥尻島を中心に大きな津波災害が発生した。また、平成 23 年には東日本大震災が発生し、町は平成 26 年 12 月に津波避難計画を策定しました。

その後、平成 29 年 2 月に北海道が日本海沿岸南西沖地震による津波浸水シミュレーション（津波の浸水予測図）を公表したことから、本町においても、今後、発生が想定される津波災害から住民の生命と身体の安全を確保するため、津波による浸水の程度や避難に関する情報を事前に住民等に提供し、災害発生時の避難や普段からの備えの強化を促すことを目的として津波避難計画を改めて定めることとしました。

２　計画の適用範囲

本計画は、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、町民等の生命、身体の安全を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画である。

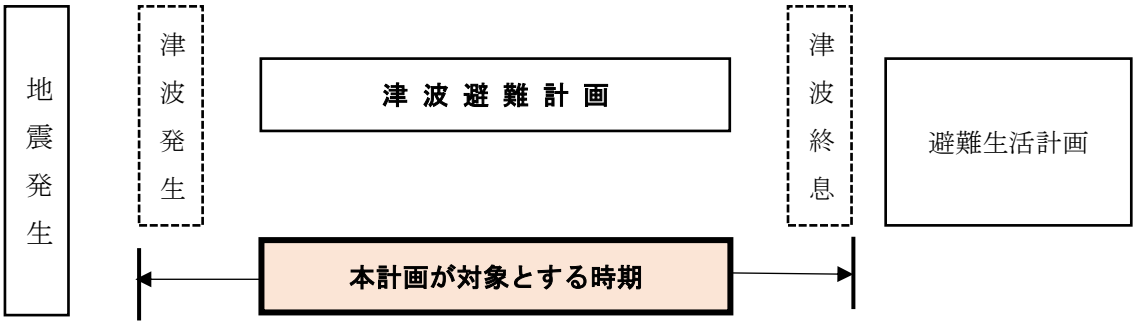

３　計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときにはこれを修正する。

４　津波避難に関する基礎知識

（１）用語の定義

ア　津波避難計画で用いる用語

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

用　　語	用語の意味等
津波浸水想定区域	最大クラス等の津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広範囲で指定する。
避難路	避難する場合の道路で、町が指定するものをいう。
避難経路	避難する場合の経路で、自治会・町内会、自主防災組織、住民等が設定する。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設などをいう。原則として避難対象地域の外に定める。

指定避難所	住宅が倒壊した被災者等が仮設住宅等に移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。町が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。
要配慮者	高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする人をいう。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人をいう。

（２）津波の特徴

ア　津波発生のしくみ

波（波浪）は風によって発生した海水の表面の動きであるのに対し、津波は海底地震による海底地盤の変動により発生し、海底から海面までの海水全体が動くためエネルギーが莫大である。

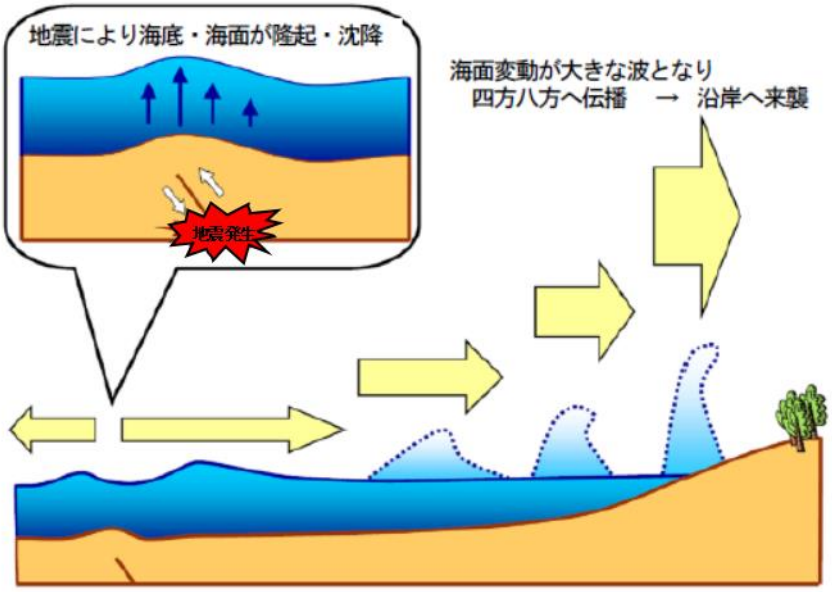

資料：気象庁

イ　津波の伝わる速さ

津波の伝わる速さは水深によって異なり、水深が深いほど速くなる。水深が浅くなると速度は遅くなり、後から来る波が前の波に追いつくため、津波の高さが高くなる。

地震発生から津波の到達までは一定の時間があるが、震源が近い場合は到達時間が短く、直ちに避難行動を開始する必要がある。

水　深	速　度	同じくらいの速さ
５０００ｍ	時速８００ｋｍ	ジェット旅客機
５００ｍ	時速２５０ｋｍ	新幹線
５０ｍ	時速８０ｋｍ	自動車
１０ｍ	時速３６ｋｍ	オリンピック短距離選手

ウ　津波の威力

建築方法等によって異なるが、木造家屋では浸水１ｍ程度から部分破壊を起こし始め、２ｍで全面破壊に至るが、浸水が50㎝程度であっても船舶や木材等の漂流物の直撃によって被害が出る場合がある。

エ　留意すべき津波の特徴

【押し波と引き波】

津波が押し寄せてくる波を「押し波」、引いて行く波を「引き波」と言い、津波は引き波から始まると言われることが多いが、第１波がどちらになるかは予測不能である。

【津波は繰り返す】

津波は１回限りではなく、何度も繰り返し襲ってくる。また、津波の伝わる速度や経路によって、海岸に早く到達する波と遅れて到達する波があり、第１波が最大となるとは限らない。

【津波高と流速】

津波は大量の海水が巨大な塊となって押し寄せるため、沿岸でもその力は衰えない。

また、通常の波とは異なり、海面全体が盛り上がって襲来するため、津波高が数十㎝と低くても流速が大きい場合は、大人でも立っていられないほど大変危険である。

【津波の遡上】

津波は海岸に達して、海浜や護岸等の海岸地形よりも波高が高いと陸上に駆け上がる。また、河川遡上は、河川沿いに遡上することで、内陸深くまで進みやすく河川堤防を越えて市街地や田畑に浸水する場合がある。

資料：気象庁、地震調査研究推進本部

（３）津波からの避難の基本

津波からの避難は、できるだけ早く、少しでも高いところへ逃げることが基本となる。

大きな揺れを感じたり、津波警報・注意報が発表されたらすぐに高台等に避難し、時間と余力のある限り、安全な場所をめざすことが重要である。

【津波からの避難の基本】

津波避難では、できるだけ早く、少しでも高いところに逃げ、 時間と余力のある限り、安全な場所をめざす。

（「津波避難対策検討ＷＧ報告」より引用）

津波発生時には、素早い避難開始と迅速な避難行動が重要となる。

迅速かつ確実な避難を実施するため、町、地域住民、自治会、自主防災組織等は、以下のような対策を実施するよう努めるものとする。

1　迷うことなく迅速にできるだけ高い場所に避難する。
2　避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる、目標地点（避難目標地点）への最短コースを避難する。
3　避難対象地域の外へ避難した後、余力のある場合は、さらに安全が確保できる場所へ避難する。
4　津波が遡上してくる方向へは向かわない。
5　河川に沿った避難は避け、流れに対して直角方向に素早く避難する。
6　原則、徒歩による避難とする。
7　自ら率先して避難行動をとる。

第２章　蘭越町における地震・津波のリスク

１　蘭越町の位置・地勢

蘭越町は、後志管内の南西部に位置し、周囲をニセコ連邦等の山岳に囲まれた盆地を形成し
ており、町の中央を道南最大の河川「尻別川」が東西約３０ｋｍにわたり貫流し、日本海に注
いでいる。また、その流域に広がる平坦地は、肥沃で水田の工作に適しており、ここで生産さ
れる蘭越米は良質美味で道内外で好評を得ている。気候は、比較的温暖であるが、冬は積雪量
が多く、特別豪雪地帯に指定されている。

２　蘭越町の津波災害

町の津波災害は、過去に１度、平成５年の北海道南西沖地震時に被災しており、細部については次のとおりである。

災害の概要	平成 5 年 7 月 12 日午後 10 時 17 分、北海道南西沖深さ 34km を震源とするマグニチュード 7.8 の地震が発生
被害の概要	尻別川築堤、道路、農地の決壊、農業揚水機、住宅などの損傷があり、同時に津波が発生し、港地区が被害を受けた。
被　害　額	・　住宅被害　48,686 千円 ・　農業被害　632,598 千円 ・　土木被害　274,100 千円 ・　水産被害　11,882 千円 ・　尻別川築堤その他の被害　2,532,732 千円 ○　被害総額　3,499,998 千円 ※上記被害額は、地震及び津波の被害を合わせた額であり、津波災害のみの被害額については、記録なし。

３　津波浸水予測

道が予測した想定地震、最大遡上高及び第１波到達時間は、次のとおりである。

このうち、最大遡上高が最も高く、第１波の到達時間の短いものは、北海道南西沖地震であり、地震の規模は、マグニチュード７．８としている。町は、この北海道南西沖地震を想定して、津波避難計画を策定する。

Ｆ１２		Ｆ１４＿Ｓ１２		Ｆ１５	
最大遡上高（m）	第１波到達時間（分）	最大遡上高（m）	第１波到達時間（分）	最大遡上高（m）	第１波到達時間（分）
１０．７２	１０	１３．７３	１６	１１．８９	１６

【津波浸水想定区域図】

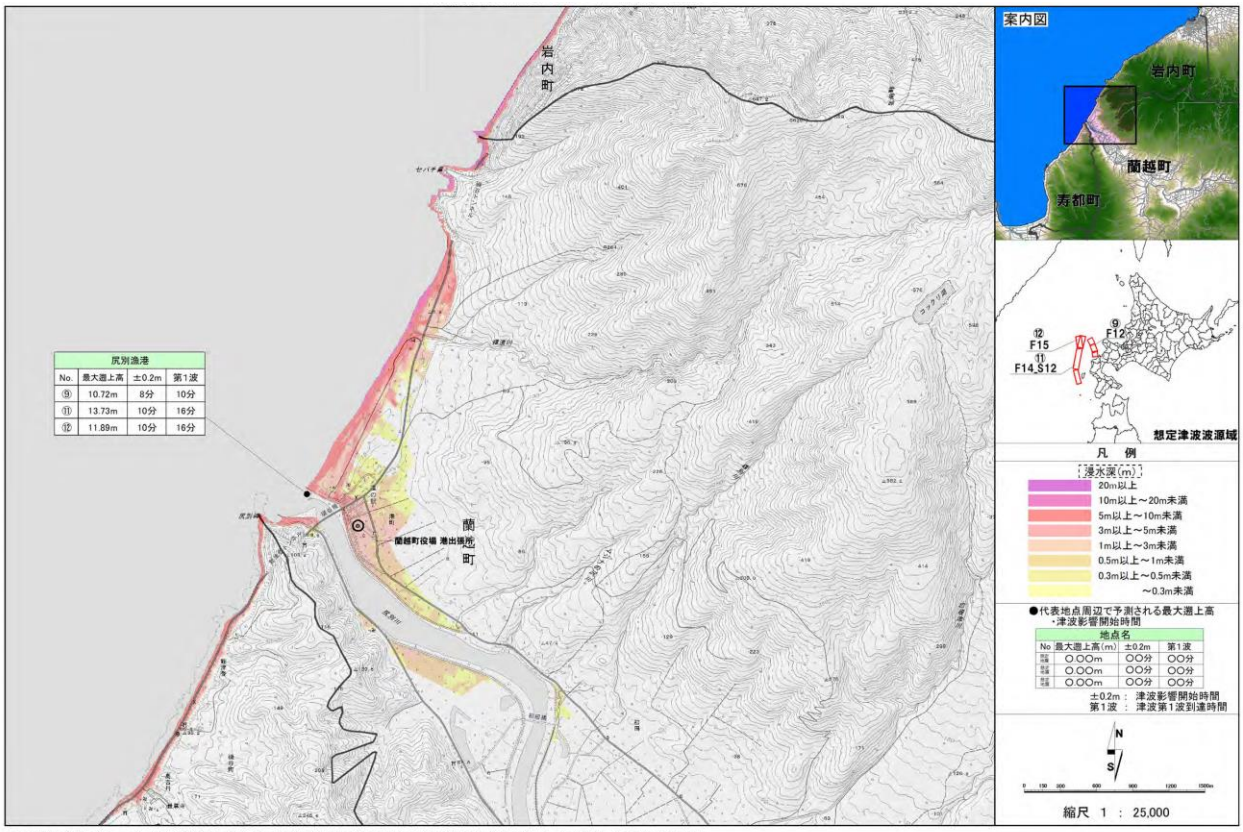

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び基盤地図情報を使用した。(承認番号 平26情使、第557号)」

【津波浸水予測図】

※津波浸水予測図の説明

■下記の6つの津波を想定津波とし、市町村ごとに影響の大きい３つの津波を選定し、それぞれの津波ごとに、構造物が「効果あり」・「効果なし」の2パターンのシミュレーションを行ないました。（全６ケース）
■図面には、市町村ごとに全６ケースの最大の浸水範囲、浸水深（注１）を表示しています。
■図面には、代表する地点周辺における３つの想定津波の最大遡上高（注１）と影響開始時間（注２）および陸域被害警戒時間（注２）を表示しています。
■地震の震源が想定より陸地に近かったり、想定を超える津波が来襲するなど、条件が異なる場合には、ここで示した時間より早く津波が来襲したり、遡上高が高くなったり、浸水範囲以外でも浸水する可能性があります。

［シミュレーション条件］
（１）想定津波
①北海道北西沖（沖　側）の地震　②北海道北西沖（沿岸側）の地震
③留萌沖の地震　④神威岬沖の地震
⑤北海道南西沖地震　⑥青森県西方沖の地震
（２）構造物
効果あり：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防などの施設が、全て有効に機能したケース。
効果なし：防波堤、海岸堤防、防潮堤、河川堤防など施設の機能が失われたと想定したケース。
（３）潮位　：朔望平均満潮位　（各月の最高満潮面を平均した潮位）

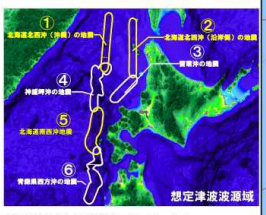

※注１　最大遡上高と浸水深（図１参照）
最大遡上高は、各地区で津波が到達する最高の標高です。
浸水深は、各地の地表面からの水面の高さです。
※注２　影響開始時間と津波到達時間（図２参照）
影響開始時間は、地震発生から、海岸・海中の人命に影響が出る恐れのある津波による水位変化（初期水位から水位変化が±20cm）が生じるまでの時間です。
陸域被害警戒時間は、陸域で、越波・越流、浸水等の被害が発生する可能性がある時間を示しています。
具体的には、海岸近くにおいて初期水位からの水位上昇が1mに達する地震発生からの時間です。
第１波で水位上昇が１mに達しない場合は、津波第一波のピークが海岸に到達するまでの時間とします。

図１　最大遡上高と浸水深

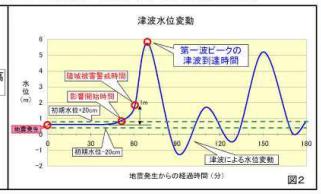

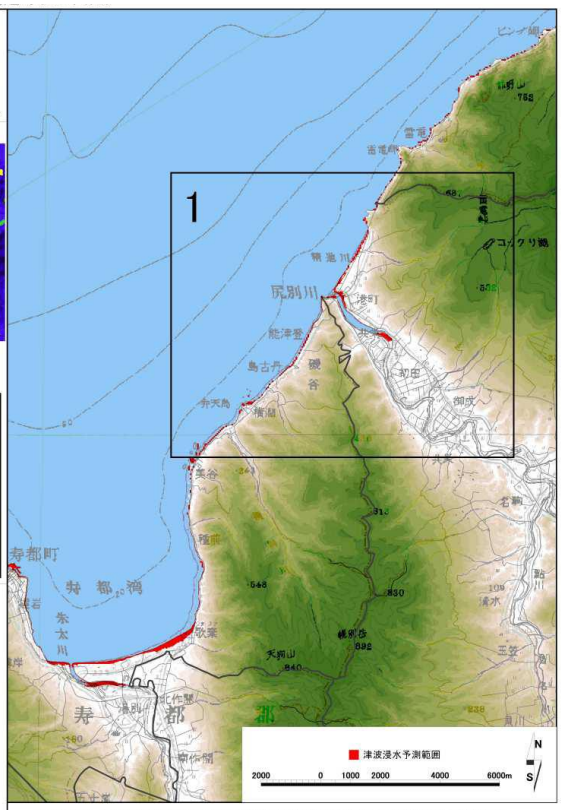

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）を複製したものである。
（承認番号　平21業複、第718号）」

被害想定結果

想定項目	想定地震	①北海道北西沖(沖側)		②北海道北西沖(沿岸)		⑤北海道南西沖	
	構造物条件	なし	あり	なし	あり	なし	あり
建物被害　（単位：棟）	床上（全壊）	0	0	0	0	11	11
	床上（半壊）	3	3	3	3	22	17
	床上（軽微）	4	4	3	3	18	7
	床下浸水	15	15	14	8	61	15
人的被害（冬季）（単位：人）	死者数	0	0	0	0	1	1
	重傷者数	0	0	0	0	1	1
	中等傷者数	0	0	0	0	2	2
人的被害（夏季）（単位：人）	死者数	0	0	0	0	1	1
	重傷者数	0	0	0	0	1	0
	中等傷者数	0	0	0	0	1	1

【津波浸水予測図（詳細地区別図）】

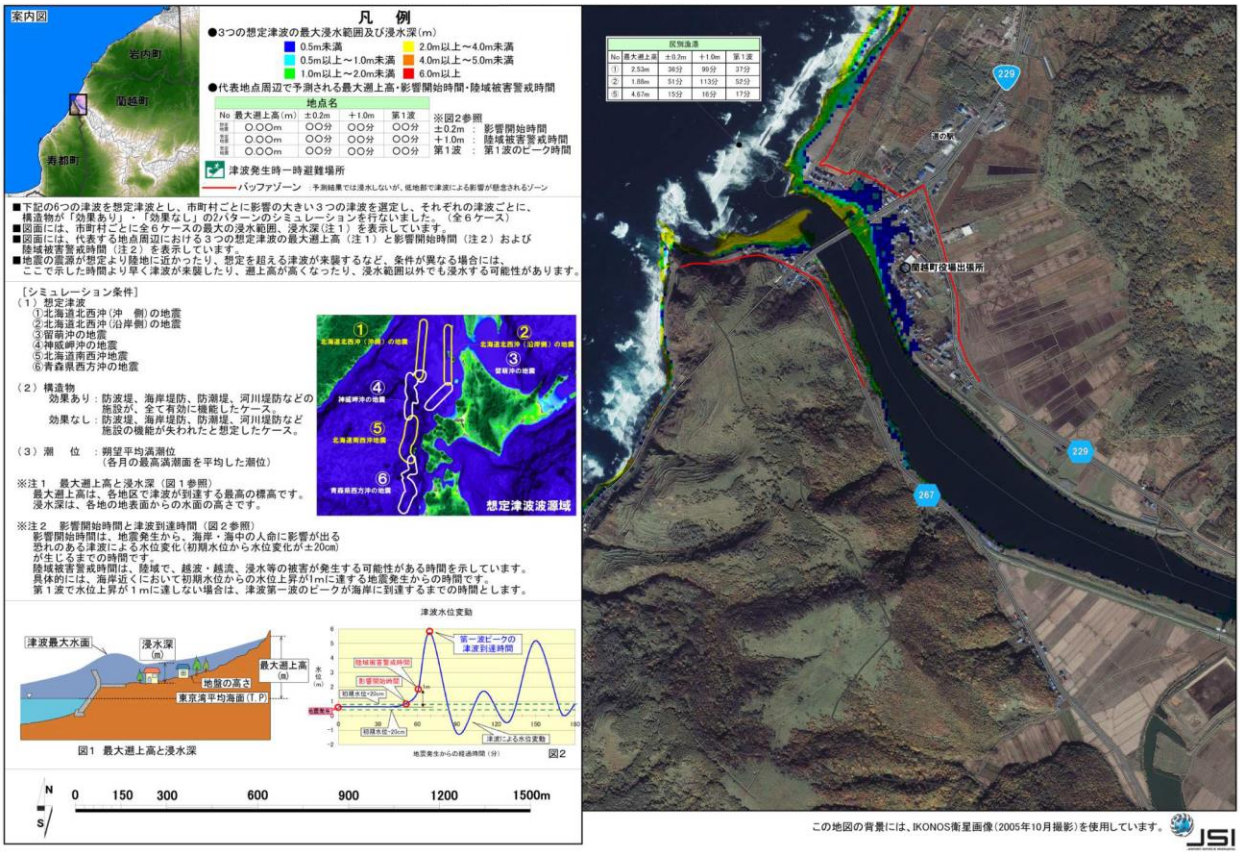

この地図の背景には、IKONOS衛星画像（2005年10月撮影）を使用しています。

第３章　職員の初動体制（職員の参集等）

１　連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員（消防署等含む）の連絡・参集体制は、「蘭越町地域防災計画 防災組織（本編第２章）及び災害応急対策計画（本編第４章）」に定めるもののほか、次による。

≪伝達系統図≫

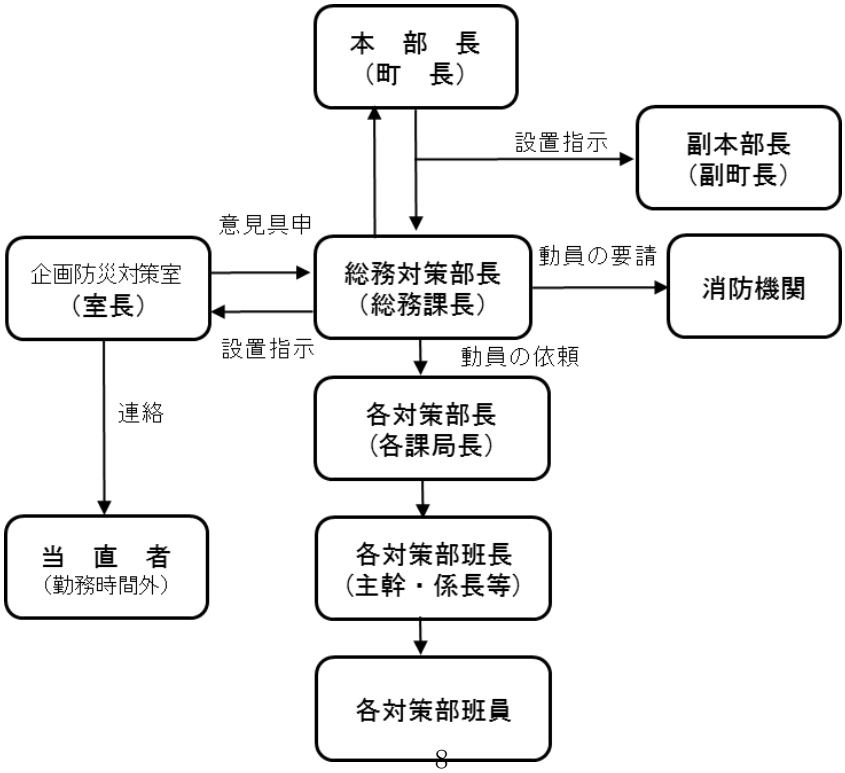

また、職員の自主参集基準は、次のとおりとし、基準に達した場合にはその情報等を認知後、参集連絡を受けることなく、速やかに自主的・自動的に参集するものとする。

≪自主参集基準≫

区分	参集基準	参集者	自宅待機
地震発生	①震度３	企画防災対策室職員	本部員（課局長）、総務対策部
	②震度４ （「津波注意報」、同時に発表）	本部員（課局長） 総務対策部（全員）	各部、係長職以上
	③震度５弱又は５強 （「津波警報」、同時に発表）	本部員（課局長） 総務対策部（全員） 各課、係長職以上	各部、係員
	④震度６弱以上	全職員	
津波情報	①津波注意報	本部員（課局長） 総務対策部（全員）	各部、係長職以上
	②津波警報	本部員（課局長） 総務対策部、 各課、係長職以上	各部、係員
	③大津波警報	全職員	

２　配備基準

体制	配備基準	配備要員等
災害情報連絡室	・震度３の地震が発生したとき	・企画防災対策室職員
注意体制 第１非常配備 （緊急課局長会議）	・震度４の地震が発生したとき ・北海道日本海沿岸南部に津波注意報が発表されたとき	・配備計画の第１非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
警戒体制 第２非常配備 （災害連絡本部）	・震度５弱又は５強の地震が発生したとき ・北海道日本海沿岸南部に津波警報が発表されたとき ・町内に地震・津波による被害が発生するおそれがあるとく	・配備計画の第２非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員
非常体制 第３非常配備 （災害対策本部）	・震度６弱の地震が発生したとき ・北海道日本海沿岸南部に大津波警報が発表されたとき ・ 町内に地震・津波による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき	・配備計画の第３非常配備人員とし、災害の状況等により必要と認める人員

第４章　津波情報等及び避難計画

１　津波情報等の種類

（１）津波警報等の種類及び内容

気象庁では、地震発生から約３分を目標に津波警報、注意報を発表しており、その後、予想される津波の高さ、津波の到達予想時刻等の情報が発表される。

【津波警報等の種類及び内容】

（２）津波情報

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表 （津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超 （10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難タワーなど安全な場所へ避難する。
		10m （5m＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ （3m＜予想高さ≦5m）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ （1m＜予想高さ≦3m）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難タワーなど安全な場所へ避難する。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ （0.2m≦予想高さ≦1m）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻きまれ、また養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。磯釣りは危険なので行わない。

津波情報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなど

を津波情報で発表する。

予報・情報の種類	内　　容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報等の種類の表に記載）を発表 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（※１）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（※２）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※１）沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	１m超	数値で発表
	１m以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（※２）沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　　容
大津波警報を発表中	３m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100㎞を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（３）津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容を津波予報で発表する。

【津波予報の発表基準と発表内容】

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心

	配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

２　地震・津波情報等の収集・伝達

（１）情報の収集手段

主な情報収集先は札幌地方気象台であり、収集手段については、インターネット及び電話、ＦＡＸ等により収集する。

なお、地震発生後の時間経過に伴い、気象庁等が発表する情報は次表のとおりである。

時間経過	気象庁からの情報	全国瞬時警報システム（J-ALERT）
地震発生後 約３分	津波警報等 「大津波警報・津波警報・津波注意報」	自動起動
地震発生後 約３～４分	津波情報 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」	なし
	津波情報 「各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報」	なし
地震発生後 約５分程度	津波情報 「津波観測に関する情報」	なし

（２）情報収集体制

本町における地震・津波情報等の収集体制は、次のとおりとする。

○　地震、津波が発生した場合には、町はその所掌する事務または業務に関して、積極的に職員を動員して情報収集に当たる。
○　特に津波浸水区域に関しては、道の消防防災ヘリコプター等を利用した空からの情報収集に努める。
○　情報収集の取りまとめは、総務課総務係が行う。
○　情報の収集・分析等は、総務課総務係の担当とし、常にその現況を明らかにする。
○　情報の収集及び伝達を迅速・的確に行うため、地域別情報等の連絡責任者（調査実施者）を定める。

（３）海面監視体制

本町における海面監視体制については、次のとおりとする。

○　震度４以上と推測される揺れを感じたとき、または揺れが弱く長い周期の地震を感じたとき、町は消防支署・消防団等と協力し、海面監視を行う。
○　海面監視は、高台など確実に安全を確保できる場所から目視により行う。
○　海面監視情報は、電話、防災行政無線等により町長に伝達する。

（４）地震・津波情報、津波予報の伝達

町は、札幌地方気象台より地震・津波情報、津波予報等が発表されたときは速やかに

受領し、次により住民等に伝達する。

- 防災行政無線、防災情報メール、緊急速報メールのほか、広報車、サイレン奏鳴、電話等によるものとする。
- ラジオ、テレビ等の放送による。
- 自治会長・町内会長等に直接伝達する。

なお、地震・津波情報、津波予報の伝達系統は、次図のとおりとする。

【地震・津波情報、津波予報の伝達系統図】

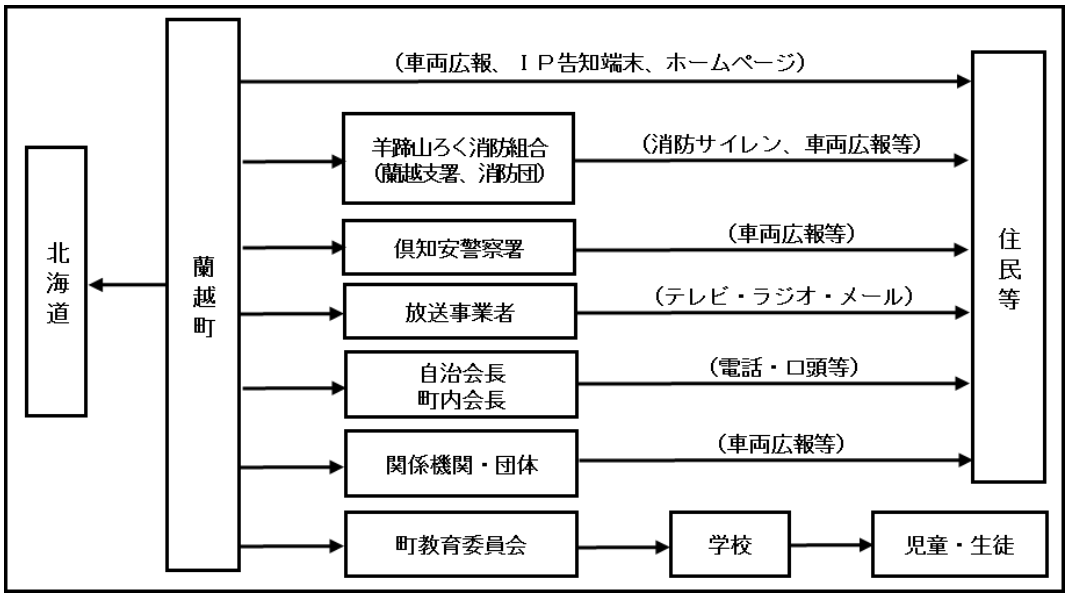

（５） 津波情報等の周知

住民や海岸付近滞在者へ伝える情報内容は、次のとおりとする。

○ 津波注意報、警報の発表状況
○ 津波の到達予想時刻
○ 予想される津波の高さ
○ 直ちに高台等へ避難すること
○ 現状で把握している危険情報（津波の到達地点やその高さなど）
○ 避難指示の発令等

３ 緊急避難所等の指定

（１）津波避難場所の指定

本町では、津波の危険から次の指定緊急避難場所に緊急的に避難した後、専ら避難生活を送る場所として次の施設を避難所として指定している。

【指定緊急避難場所等】

避難対象地域	指定緊急避難場所（標高等）		避難所（施設）
港１	大　照　寺	（８．５ｍ）	御成地区 生活改善センター※

港２	津波避難タワー（避難室）	（６．６ｍ）	津波避難タワー
港３	津波避難タワー（避難室） 道道北尻別蘭越停車場線	（６．６ｍ） （１２．５ｍ）	
港４	稲荷神社 道道磯谷蘭越線	（２５ｍ） （１７ｍ）	名駒地区 生活改善センター※
港５	鷲の沢神社	（２５ｍ）	

※　感染症等の流行状況を考慮し、避難所を山村開発センター、総合体育館、町民センターとする場合がある。

（２）福祉避難所の指定

本町では、災害時より迅速かつ安全に高齢者等の要配慮者が避難所生活できるように、保健福祉センターを福祉避難所に指定している。

津波災害時における福祉避難所の使用については、別途調整して示す。

４　避難路・避難経路の設定

（１）避難路の指定

避難路とは、避難者が避難施設（津波避難場所、指定緊急避難場所）まで、安全に最も短時間で到達できる経路であり、町は、津波避難に関し、安全性や機能が確保されている道路を津波避難路として指定するよう努める。

港地区２コ町内会の指定緊急避難場所（津波避難所）である、旧港小学校グランド（津波避難タワー）への避難路については、混雑を避けるため下記のとおりとする。

【指定緊急避難場所（津波避難所）への避難路】

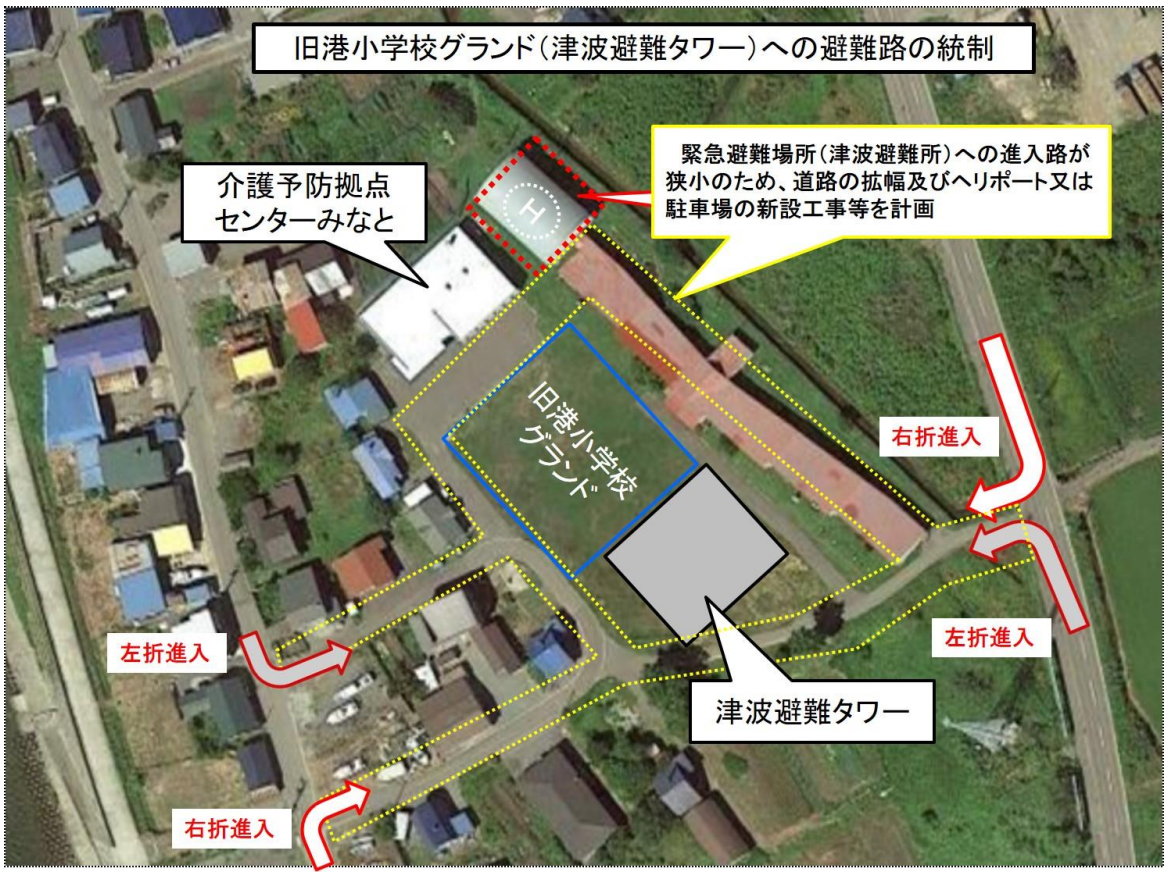

（２）避難経路の設定

避難経路とは、避難場所までの経路で自治会・町内会、自主防災組織、住民等が設定するものであり、自治会・町内会、自主防災組織等は、次の事項に留意しつつ、地域の実情に応じ避難経路を設定するよう努める。

【住民等が避難経路を指定する際の留意点】

○　山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物、ブロック塀の倒壊等による危険が少ないこと。
○　最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。
○　複数の迂回路が確保されていること。
○　海岸沿い、河川沿いの道路は原則として避難経路としない。
○　避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。
○　階段、急な坂道等には手すりやスロープ等が設置されていることが望ましい。
○　大きく迂回を伴う場合は、階段やスロープ等の整備を検討すること。
○　蓄電池式非常灯など、停電時も機能する夜間照明等の設置も検討すること。

5　避難の方法

（１）避難の方法

避難の方法は、次のとおりとする。

○　原則として徒歩避難とする。
○　海岸付近にいる者は、高台等への速やかな避難を行う。
○　津波避難に際しては、避難指示等を待たずに、自ら率先した避難を実施する。
○　津波注意報等が発表されている間は、海岸付近に近づかず、避難を継続する。

なお、避難にあたっては自動車等を利用することは、次の理由等により円滑な避難がで

きないおそれが高いことから、原則として徒歩によるものとする。

ただし、地域によっては、津波避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難な場合などには、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておくものとする。

〔徒歩による避難とする理由〕
○　地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれがあること。
○　渋滞や交通事故等による逃げ遅れの可能性があること。
○　避難を支援するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること。
○　自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがあること。

（２）避難指示の発令と伝達方法

ア　発令基準

どのような津波でも、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令し、住民等の安全確保を図る。

避難指示の発令基準は、次のとおりとする。

【避難指示の発令基準】

１～２のいずれか１つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。
１　大津波警報、津波警報、津波注意報の発表（ただし、避難の対象区域が異なる）
２　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

イ　避難対象区域

本町における、津波警報等に応じた避難指示を発令する避難対象区域は、次のとおりと

する。

【避難対象区域】

１　大津波警報（及び１分以上の長い揺れを感じた場合）
最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする（本計画における避難対象地域）。
２　津波警報
海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される地域
３　津波注意報
漁業従事者等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。

ウ　避難指示の伝達方法

大津波警報、津波警報、津波注意報等を受理した場合は、迅速かつ確実にその旨を沿岸

住民、海水浴客等の海岸付近にいる人々、その他町民等に対して伝達する。

また、避難の必要がなくなった場合も、速やかに伝達する。

○　防災行政無線、広報車、サイレン、防災情報メール・緊急速報メール配信等を活用、迅速に対象区域へ避難指示を発令する。
○　消防機関、警察、自治会長・町内会長（自主防災組織）を通じて伝達する。
なお、自治会長・町内会長については、[17]電話、携帯電話へメール送信等により連絡する。
○　報道機関等の協力を得て、間接的に町民に広報・伝達する。

エ　避難指示の内容

避難指示を行う場合は、次の内容を明示して実施する。

○　避難指示の理由（災害種別・規模・二次災害のおそれ等） ○　要避難対象区域 ○　避難開始時刻 ○　避難先（指定緊急避難場所、指定避難所） ○　避難経路 ○　その他必要な事項

オ　避難指示の解除

避難指示の解除の基準は、以下の状況が認められる場合とする。

○　気象台から津波警報解除通知を受けた場合 ○　報道機関の放送等で津波警報の解除を認知し、気象台発表を確認できた場合

6　避難指示の発令基準

避難情報の発令基準は次のとおりとする。

ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難情報を発令するものとする。

なお、津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。また、「緊急安全確保」は基本的に発令しない。

〈避難指示の発令基準〉

基 準 （次のいずれかに該当した場合に発令する）	避難指示の発令対象区域
1　大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
2　津波警報が発表された場合	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ３ｍの津波によって浸水が想定される区域（当該区域の定めがない場合は、最大クラスの津波により浸水が想定される区域）
3　津波注意報が発表された場合	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の区域
4　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けることができない１～３に該当する区域

※　津波は、東日本大震災の際には津波浸水深が１．５～２．０ｍであっても、木造家屋の倒壊・流失が約３割であったこと、想定を上回る津波の高さとなる可能性があること、津波の到達時間が短いこと、津波は勢いがあるため海岸付近における津波の高さよりも標高が高い地点まで駆け上がること、地震の揺れによる海岸堤防の破壊や地盤沈下により、津波の浸水範囲が広くなる場合もあることを考慮する。

※　遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可

能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

7　避難情報の解除基準

当該地域が避難情報発令の基準としている大津波警報、津波警報又は津波注意報が解除された段階を基本として解除する。

ただし、浸水被害が発生した場合には、当該地域が避難情報発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階を基本として解除する。

8　避難情報の伝達文

（1）避難情報の伝達文の例（大津波警報、津波警報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■大津波警報（又は、津波警報）が発表されたため、港地区に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。（※２）

（2）避難情報の伝達文の例（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が発生する可能性があるため、港地区に避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、○○等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。（※２）

（3）避難情報の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

■緊急放送！緊急放送！（※１）
■こちらは、蘭越町役場です。
■津波注意報が発表されたため、港地区に避難指示を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

※１　「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。
※２　できるだけ高いところという表現ではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難タワー等の具体的な指定緊急避難場所など具体的な避難先を呼びかけるよう努める。

（4）緊急速報メールの文例（避難指示（大津波警報）・北海道防災情報システムを使用した場合）

蘭越町：警戒レベル４避難指示
○○／○○　○○：○○
地区：港地区

避難場所：指定緊急避難場所 理由：大津波警報発表 備考：港地区（沿海部）の方は、直ちに高台又は津波避難タワー等へ避難し、身の安全を確保してください。 詳細はテレビ・ラジオ等でご確認ください。

9　避難誘導等に従事する者の安全性の確保

避難誘導に従事する者（町職員、消防団員、警察官、民生委員・児童委員等）の安全確保に

ついては、以下の点に留意して従事する者の安全確保を最優先することとする。

（1）自らの命を守ることが最も基本であり、その上で避難誘導等を行うことが前提である。

（2）津波浸水想定区域内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避

ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めるとともに、無線等の情報伝達

手段を備えることなどについて定める。

（3）避難行動要支援者の避難支援と避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイム（先行する時間）が限られている津波災害時においては大きな問題であり、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する。

以上を踏まえ、本町では、避難誘導等に従事する者の退避ルールを次のとおり定める。

避難誘導等に従事するものは、津波到達予想時間の「10 分前」には安全な高台に退避を完了する。

【参考】退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化

■　退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）

■　津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限に

○　水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担

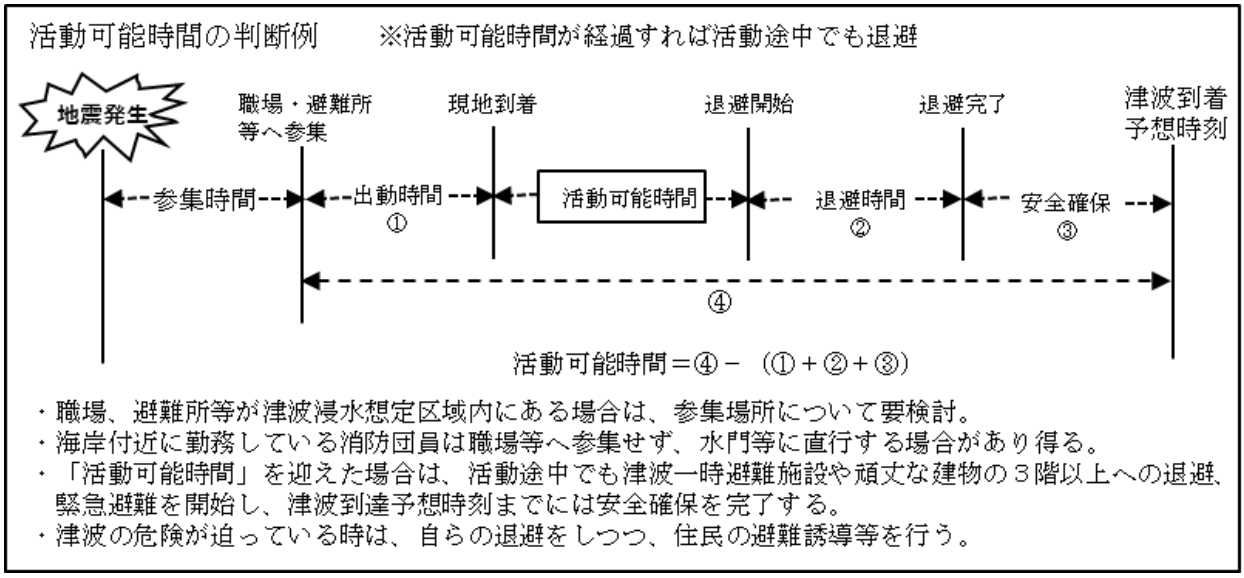

資料：消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」
中間報告書（平成24年３月）

第５章　津波対策の教育・啓発

１　津波防災教育及び啓発

（１）防災教育の推進

ア　学校教育における防災教育の推進

一人ひとりが自然災害を正しく理解し、自らの的確な判断の下で防災・減災行動をとれるようにするためには、防災教育が重要である。

各学校において、道・町教育委員会等と連携し、教科、体験学習等の教育活動全体を通じて継続的に防災教育を実施し、津波に関する知識の習得・向上を図る。

イ　地域における防災教育

町は、地域の防災力向上により、津波災害による被害を最小限にとどめるためにも、自治会・町内会等を対象に、出前講座や防災講話の開催等による防災教育を推進し、正しい防災意識のかん養に努める。

【地域において防災教育を実践する上での五箇条】

その１　地域の特性や問題点、過去の被災経験を知ること
地域の脆弱性を把握し、想定される災害リスクを的確に捉えることが必要。

その２　まずは行動し、身をもって体験すること
まずは自ら行動に移し、周囲に示すことが重要。

その３　身の丈に合った取組みとすること
理想や目標は掲げつつも、取組みに必要なリソース（資源）を確認し、無理せず、欲張らず、自分達ができる範囲で取組を進めることが重要。

その４　様々な立場の関係者と積極的に交流すること
周囲の関係者と協力・連携することにより新たな知見を取り入れ、取組体制を拡充させることが必要。

その５　明るく、楽しく、気軽に実行すること
自主防災を楽しいことと結び付け、日常生活の中で気軽に継続できる取組みを進めることが重要。また、地震や風水害等の災害だけでなく、自然がもたらす恩恵の面もよく理解して、その地に暮らす誇りにつながるような取組みが求められる。

資料：地域における防災教育の実践に関する手引き（平成27年３月、内閣府）

ウ　自主防災組織、防災マスター（リーダー）の育成

町は、防災に関する出前講座等の開催により、各地域の規模や実情に応じた自主防災組織の育成を図るとともに、効果的な活動に向けた支援を行う。

また、道が主催する北海道防災マスター研修会の参加者を募り、地域住民に津波対策の

普及啓発を行うことができる防災マスター（リーダー）の育成に努める

（２）防災知識の普及啓発

ア　町民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、津波に関する知識を町民に定着させ、津波発生時に的確な避難行動をとることができるよう、防災マップ等を活用し、広報紙、インターネット等の広報媒体や防災に関する出前講座、各種イベント等の多種多様な手段・機会を活用して、津波防災意識の向上を図る。

町民は、日頃から地震津波防災訓練への参加や防災マップ等により、避難場所や避難

経

路を確認するとともに、自治会・町内会等の防災活動に積極的に協力する。

【津波防災に関する主な普及啓発内容】

避難行動に関する知識	1　沿岸で強い揺れを感じた時、またはゆっくりとした揺れを比較的長く感じた時は、気象台からの情報を待たず、直ちに海岸から離れた高所に避難する。 2　気象台から大津波警報、津波警報が発表された時、海岸付近または海の中にいる住民や観光客等は、直ちに海岸から離れた安全な高所に避難する。 　海岸から離れた場所でも、津波が河川を遡上してくるおそれがあるため、避難の際は、河川に近づかないよう留意する。 3　津波到達予想時刻及び予想される津波の高さなどの情報を、町防災行政無線、ラジオ、テレビ、無線及びインターネットなどにより収集する。 4　津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報等が解除されるまで海岸に近づかない。
津波に関する想定・予測の不確実性	1　地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性がある。 2　地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界がある。 3　浸水想定区域外でも浸水する可能性がある。 4　避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得る。
家庭での予防・安全対策	1　３日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備を行う。 2　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策を行う。
その他	1　津波警報等発表時や避難指示の発令時にとるべき行動、避難場所での行動を決めておく。 2　家庭内における津波発生時の連絡方法や避難ルールの取決めを行う。

第６章　津波避難訓練の実施

本町では、毎年、地震津波避難練を行っており、緊急避難場所への住民避難訓練や消防署・消防団による津波監視訓練、警察等による避難誘導訓練などを行っている。

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うため、今後も継続して津波避難訓練を実施するよう努めるとともに、避難訓練は地域住民が参加しやすい時間に設定するとともに、訓練参加者には、津波に関する啓発についても実施し、訓練終了後には訓練内容、方法・問題点等の検証を行う。

第７章　要配慮者等の避難対策

津波発生時に町（行政）が支援できること（公助）には限界があり、町（行政）と近隣住民や
自主防災組織等が連携し、要配慮者等の避難支援を迅速かつ的確に行うため、「個別避難計画」を作成するなど、津波発生時における要配慮者等の生命を守るよう留意するものとする。

１　情報伝達

要配慮者等への津波予報、避難指示等の伝達手段は電話、サイレン、防災行政無線のほか広報車、一斉メール配信等によるものとする。

また、必要に応じて報道機関、ホームページの活用や障害の状況に応じた伝達手段も確保す
る。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援者等が要配慮者宅を直接
訪問して、避難指示等を伝えることも考慮する。

２　避難支援

要配慮者等の避難誘導や救助に当たっては、津波到達時間内の災害対応を厳守しながら、自
治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の協力を得て安全かつ迅速に避難できる
よう努める。

このため、町は自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と
連携し、地域の避難支援体制を構築しておく。

【災害時における関係機関等の役割】

関係機関等	災害における役割
自主防災組織、自治会・町内会	避難指示等の伝達、避難誘導、安否確認、避難所の運営への協力等
民生委員・児童委員	避難指示等の伝達・避難誘導・安否確認等への協力、避難所での相談等への対応等
社会福祉協議会	災害ボランティアセンター設置、避難所、被災者への支援等
避難支援者	担当の要援護者への避難指示等の伝達、避難行動支援、安否確認、避難所での支援ニーズ把握等
要配慮者本人または家族	避難支援者への連絡、避難準備、避難支援者との避難行動、避難所での支援ニーズの伝達等

３　社会福祉施設等の避難対策

町は、高齢者が利用する社会福祉施設等の管理者に対し、施設利用者の安全の確保について、周知・広報を図る。

４　啓発

町は、要配慮者やその家族に対し、津波ハザードマップ等の配布や地域の防災訓練への参加等について積極的に呼びかけを行うなど、避難の際の行動や津波に対する知識について啓発に努める。

５　観光客、釣り客等の避難対策

（１）津波注意看板・避難誘導標識等の設置

町は、観光客等地理不案内な外来者等への津波対策として海抜表示、避難誘導及び避難場所を示した看板等の設置に努める。

（２）津波についての啓発

町は、津波避難に関する心得や津波の危険性、避難場所等を掲載した防災マップを集客施設等に配布するとともに、集客施設の関係者等への周知を図る。

また、沿岸部の企業や漁港関係者等と連携し、従業員や来訪者向けの啓発活動を推進する。

第 8 章　積雪・寒冷地対策

1　冬期道路交通の確保

関係機関等と連携の上、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結により物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保する。

2　避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、 後志地方石油業協同組合や北海道エルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

3　電力の確保

日頃から、北海道電力㈱との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

4　緊急通信ネットワークの確保

日頃から、東日本電信電話㈱北海道事業部と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や口頭により行うものとする。

5　雪崩対策

「蘭越町地域防災計画　災害予防計画（第２編第１章）」に定める雪崩危険箇所を重点的に、道路を所管する各機関は、防雪柵や周知のための表示板等を設置し、雪崩の防止対策を講ずるものとする。

また、地震発生時には巡視警戒を行い、状況に応じ除雪の実施や通行規制など必要な対策を講じ、二次災害の発生を防止するとともに円滑な避難が行えるよう努める。

6　水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

7　救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

蘭越町津波避難計画

平成２６年12月　　作　　成
令和　４年３月　　全面修正

発 行 人
蘭越町防災会議
（事 務 局）
総務課企画防災対策室防災係
電　話：0136-55-7534
ＦＡＸ：0136-57-5112